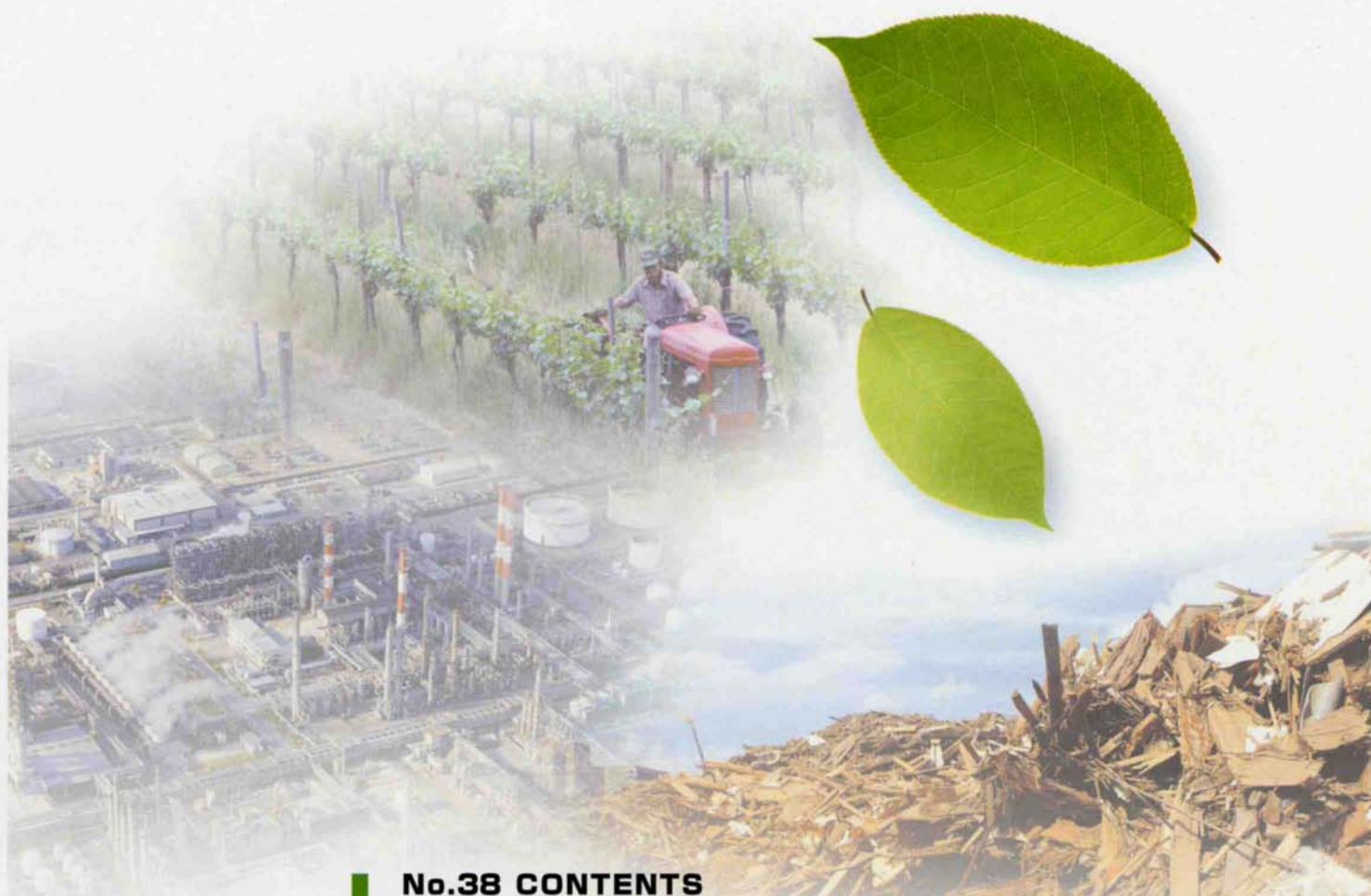


環境と産業の 未来のために

2005.4 Vol.13

No. **38**



No.38 CONTENTS

◆不法投棄撲滅へ大きな一歩

南川秀樹 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に聞く

◆処理業者の優良性評価制度スタート

◆不法投棄未然防止対策検討委員会(その4)

◆産廃特措法における住民対応(秋田県能代市)

◆第1期「産廃処理業経営塾」卒塾式

◆財団の動き

産廃振興財団NEWS



財団 産業廃棄物処理事業振興財団
法人

南川秀樹環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に聞く

産業廃棄物対策の総仕上げ

今国会提案の廃棄物処理法改正とその意味

不法投棄撲滅へ大きな一歩

廃棄物処理法は近年相次いで改正され、平成 9 年改正に始まり、同 12 年、15 年、16 年そして今回で 5 度目の改正となり、15 年からは 3 年連続の改正でもある。環境省の廃棄物の不法投棄撲滅対策に対するなみなみならぬ覚悟をうかがい知るところであるが、南川廃棄物・リサイクル対策部長は「今回はその総仕上げ」と国会審議を前に、その改正の内容と必要性を熱く語った。

◇――

法律制定は公務員の基本

――部長に就任されて毎年、法改正と取り組んでおられますが、長い官僚生活の中でも異例なことではないかと思います。古典的な逸話では法改正は命がけといわれてきていますが、直面されている部長の印象から――

南川廃棄物・リサイクル対策部長 私自身は、法改正、新規立法を多くやっている部類に属すると思っています。私の公務員感として、大事なことは行政だけでやってしまうのではなく、国民の代表である国会議員の方々にご理解を頂いて進め



産業廃棄物対策の一連の施策については
良い形のシステムができつつある――と南川部長

て行くことが一番大事だと思っています。極論すれば、本当はおかしいのだけど、通達で可能だとしても、やはり法律として構成できるのであれば法律にすべきだと前々から思っていますし、公務

員は基本的にそうであるべきだと思っています。ですから、今の職でも、今回内閣提出で廃棄物処理法の改正、議員立法ですが浄化槽法の改正にも取り組んでいます。去年も廃棄物処理法を改正、環境保健部長の時には化学物質の審査及び製造規制法の改正、官房総務課長時代は直接はやっていませんが、議員立法関係に携わったり、その前の保健企画課長の時は PRTR 法を、水質管理課長時代は水質汚濁防止法で地下水の浄化関係を、大気生活環境室長時代は臭気関係の法改正を一と動いたポストで必ず法律に携わった。そういった経験から毎年改正といわれても私自身の気持ちの中では全く違和感はありません。

——相当な知力と体力のいる作業と聞いていますが、どうでしょう。

南川部長 法律というのは新規立法にしても、改正にしても、大体半年位、何かトンネルの中を歩いているような感じの作業なんです。夏頃から作業が始まって、出るのが3月ですね、その後2カ月位審議がありますから、半年位準備して、後2〜3カ月ですから、大体1年の3分の2位彷徨い歩くような気持ちがないと出来ません。

法律というのは昔と違って、今は我々公務員がいろんな方々の意見を聞くというか、いろんな人と深く接する機会を作ってくれているように思います。昔は役所間で折衝して、後は与党の極く一部の方に説明すれば終わったのですが、今は先ず審議会で、公開の場で議論をして正当性を示す必要があります、それから NPO の声を聞くとかパブリックコメントの意見を聞くとか、国会に出しても与党だけでなく、野党の声も聞く、その間には業界を含めていろんな人の声を聞きます。そういう意味では随分いろんな人と接し、その中で自分たちのやりたいことを確認し、関係者を説得する、そういったことをやりますから、責任者である私自身が出て行く場面が多いことは勿論ですが、若い人達も法律作業をして行く中で、多くの人と接し、かつ、学ぶという貴重な経験ができるのかな

と思っています。

◇――

産廃行政の主体を一部改革

——本題の今回の法改正ですが、岐阜市事案で象徴される行政主体の見直し、中国向けで表面化した無確認輸出廃棄物の不適正処理といった問題に対応、それらに伴う罰則の強化といったことが挙げられていますが、特に組織、権限問題である行政主体の適切化への評価は高い。

南川部長 去年、今年とやってきたのですが、やはり去年の段階で幾つか仕残したことがあると思ったものですから、それを今年埋めたというのが、私自身の今の気持ちなんです。

一つは、体制の問題ですね。産廃行政、これは不法投棄だけではないのですが、産廃行政は衛生行政とは違うと思うんです。一言でいうと、排出者の情報の管理、産廃業者の情報の管理、それをしっかりやった上で、後はいかに他地域から不法投棄に來ないかどうかのチェックすることが必要です。不法投棄以前の問題として、その地域の排出事業者が多ければ、それらがいかにしっかり処理しているか普段からチェックする、あるいは収集業者とか処分業者が多ければ、収集なり、処分をいかにしっかりしているかチェックすることが先ず必要です。そのためにはある程度の行政の力がないとできないと思う。早い話が、マニフェストについては、本来は都道府県知事なり、保健所設置市長さんなりに年に1回集めることとされているのですが、それを今省令で延ばしています。どうしてかといいますと、体力がないとなかなか大変なものですから、マニフェストをドンドン送って来られても処理できない、意味のない情報になってしまう、これは一例ですが、こういった問題を扱うに相応しい体力が必要です。もう一つは不法投棄されてしまった後、原状回復などやるわけですね。その時に業者に資力がなければ行政が対応するわけですが、国の支援もあります、地

元としての持ち出しが大きいわけです。それをキチンとやるためにも一定の財政力という体力が必要です。そういった意味で衛生行政の延長ではなくて、いわゆる一般的な市の行政の力があるかどうかを見るのが大事だということなんです。

——省庁再編に残された課題だと思っていましたが。

南川部長 この問題については、大分前から議論はありましたが、なかなか手が付かなかった。私自身かつて保健企画課長時代に併任で環境庁の組織改正の担当課長でもありましたので、行政改革もやってきましたが、その時から廃棄物行政は衛生行政ではなく、いわゆる環境行政にしなければならないと思っていました。たまたまめぐり合わせで、今のポストについたのですから、この問題は一般の方々にはわかりにくし、誰もやれといわない問題ですが、敢えて今回踏み切ったわけです。ただ、全面的に廃棄物が関係ないということではなく、浄化槽など衛生行政もありますから、これは当然残し、飽くまで産廃について仕事を整理するということです。

——ということは部長就任当時から、ここは見ていたところですね。

南川部長 大事だと思っていました。

◇——

予備罪、性格的には難しい規定だった

——未遂罪、予備罪ですが、これは不法投棄の分野で前の改正で入れられた。これを中国問題を契機に国際的に広げたということですね。

南川部長 未遂罪、予備罪ですが、これは廃棄物行政の内では非常に大事だと思っています。要は不法投棄、不法な輸出を防ぐためには早い段階で抑えないと効果が薄い。先ず、未遂罪は15年改正で入れたんですが、これはトラックの荷台を傾けるレバーを入れないと未遂にはならない、数秒の範囲ですのほとんど意味がない。明らかに不法投棄される現場にトラックが順番待ちしているとか、そういったところを捕らえなければほとんど防ぐ意味がないので、去年初めて予備罪を入れました。これは環境法の世界で入ったのは初めてで非常に珍しいケースなんです。予備罪というのは例えば賄金作りといった問題に限られていて刑法上は入れるのが難しい条項でした。法務省とも随分相談し、理解をいただいて入れたものです。

今回の問題なのですが、中国とか韓国に廃棄物を出す人が多いのですが、なかなか実態がわからない。一番困るのは、今は既遂犯しか逮捕できないわけですから、実際に船に乗せて、その段階でこれは廃棄物に当たる、環境大臣の事前確認が必要だとわかって、船に乗せてからでは時間がなく、実際問題捕らえるのが難しい。所管上でいえば、船に乗せてからというのは海上保安庁になるわけで、海上保安庁職員しか逮捕できないということになる、ところが実際もっと長く見るのは税関職員なんです。例えば、税関職員が硫酸ピッチみたいだと思って、船に乗るまで逮捕できないのか、廃棄物だが書類を見るとそうならない、おかしい



参院環境委員会で全会一致で可決された(平成16年4月20日)

という場合でも、手続きを止めて(今は指導だけですから)取り調べができない。そう見て行きますと、税関の職員が廃棄物が港に入ってから実際に船に乗るまで一番長く見るわけですから、彼らが強い取締り権限を持って逮捕できるということにしようとする、通関でチェックする未遂罪、持ち込まれた段階で明らかにおかしいと思うものを捕らえる予備罪と入れないと彼らが結局取締りできない。ここは税関の職員に頑張って取り締まって貰えるような機会を作りたい、それが結局未確認な輸出の取締りに直結するという判断です。これも前から実は課題となっていた話でして、私自身は最近の中国の輸出問題とか、資源の有効利用というのは良いことだと思いますが、聞いて見ると、多くの場合、一部資源に取られた後、廃棄物として不法投棄されていることがありますので、そこを是非防止したいと今回この制度を入れたと思ったわけです。

◇――

マニフェストの管理をしっかり

――もう一つの問題は、マニフェストの有効な機能ということで、違反行為とか虚偽記載に対応する条項も整備をされましたが――

南川部長 不法投棄対策という意味では、マニフェストの管理を是非しっかりしたいなということなんです。本来は、廃棄物処理法上の産業廃棄物処理は、飽くまで排出事業者にあるということで、彼らがマニフェストを発行して、収運業者、中間処理業者、更に収運業者、最終処分業者に引き渡されて行って、全部排出業者に帰って来る。排出業者がそれをしっかり管理すればよいということでできています。ところがそこがなかなか、枚数が多いといったこともあって、円滑に本当に管理されているかわからない。収運業者とか、中間処理業者、最終処分業者が違法なことをした場合に偽造されたものを持っている場合もあるわけです。そうすると、どれが本当かわからなくなり、非常に錯綜して、何処に責任があるのか不明確になることが多いものですから、先ず偽造を厳しく取り締まること、それから収運業者なり、



平成15年の廃棄物処理法改正案が成立した衆議院本会議(平成16年4月1日)

中間処理業者なり、最終処分業者にも排出事業者と同じだけ保管してもらうことにし、マニフェストの適正管理と偽造防止を維持したいと考えています。

——罰則も更に強化されたということですね。

南川部長 もう一つの不法投棄対策は、いわゆる白タク営業ですね。不法投棄の原因は、件数だけを見ると、一番多くのは自家処理、2 番目が無許可、3 番目が許可業者です。今年 4 月から政省令を改正して、自家処理であっても産廃を運ぶ場合にはトラックの両脇に必要なステッカーを貼る、何処で発生し、何処に捨てるかの必要書類を持つということで、その管理を徹底することになった。業者が運ぶ場合も同じことをやるわけですから、結局産廃を運んで何も表示の無い車は白タクになります。全く違法ですから法人重課で 1 億円と重い罰則を付けたい。それによって白タクを防いで行くことになります。

許可業者の違反は、一番多いのは最終処分の許可を持った業者が不法投棄するというよりは、収運だけとか中間処理だけの許可しか持っていない業者が結構不法投棄するケースがあり、これについても、今回の改正で法人に対する 1 億円の罰金を設けた。そういった意味では、不法投棄対策として今考えられる対策は、今回の改正で全て打ったかなと思っています。

——産廃対策の総仕上げですね。

南川部長 私はそう思っています。

——マニフェストの問題ですが、電子もあり、紙もありということか、電子は 2 回目の改善に国も積極的に取り組まれているが、登録業者数がなかなかのびていませんがー

南川部長 数は増えているのですが、要は中央センターで管理するのですが、廃棄物を出す人、



不法投棄対策はこの改正で全て打ったと語る南川部長

運ぶ人、中間処理する人、また運ぶ人、最終処分する人と皆が加盟しないと動かない。電話と同じで多く持てば、回線が広がるのですが、2 人だけでは広がりませんね、これと同じで、ある程度テイクオフに時間が掛かって、一回離陸するとグッと増えるのですが、ネットワークというのは最初は大変ですね。できれば GPS と組み合わせたりすると管理し易くなりますし、排出事業者も自らチェックし易くなりますし、是非進めたいと考えています。2008 年には取引の 2 割位に持って行きたいとか、中央センターの能力アップも含めて努力して行きたいと考えています。中小零細企業をどうするか、マニフェスト導入のメリットをどう生み出すか、そういったことを検討して行かなければ、単なる義務付けというのは行政的には難しい問題ですね。

——今回の法改正、優良化推進事業といった制度が立体的に機能する方向に進みつつあり、様変わりして行くのではないかと期待されていますがー

南川部長 4月から優良化推進事業が始まりますが、これは免許の書換えの時に全部チェックしますから、5年経てば全業者が原則的に優良化なのか、そうでないのかわかるわけです。私が一番注目しているのは、料金体系を実際にネット上でわかるようにするという、これは大事なことです。これが羊頭狗肉で全く違う料金だったとすれば、優良化の制度が効くわけですから大きな意

味を持つことになる。そういう意味ではいろんな規制と優良化推進事業との組合せで行くとかなりシステムは出来つつあるという実感を持っています。総合的には、今回相当課題は埋めたと思っています。

(平成17年3月28日収録・

聞き手(株)環境産業新聞社 森本 洋)

参考資料

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

一 欠格要件の厳格化等

- 1 廃棄物処理業又は廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、欠格要件に該当するに至ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長又は都道府県知事に届け出なければならないこととすること。(第7条の2第4項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。))及び第9条第6項(第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。))関係)
- 2 不正の手段により廃棄物処理業又は廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者等について、法に基づく取消処分の対象とすること。(第7条の4第1項、第9条の2の2第1項、第14条の3の2第1項(第14条の6において準用する場合を含む。))及び第15条の3第1項関係)
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する個人について、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可等に係る欠格要件に追加すること。(第14条第5項関係)

二 産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直しに関する措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができることとすること。(第8条第1項及び第24条の2関係)

三 産業廃棄物管理票制度の強化等

- 1 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者は、管理票又はその写しを環境省令で定める期間保存しなければならないこととすること。(第12条の3第8項及び第9項関係)
- 2 産業廃棄物の処理を受託した者が、当該処理を終了し、又は最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付等を受けていないにもかかわらず、管理票の写しの送付等をしてはならないことを明確化すること。(第12条の4第2項及び第3項関係)
- 3 都道府県知事は、産業廃棄物管理票制度に係る

違反行為に対する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとする。同時に、勧告に従わなかった旨を公表した後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置がとられなかったときは、当該事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。 (第 12 条の 6 第 2 項及び第 3 項関係)

四 補助金制度の見直しに伴う改正

1. 市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備に対する補助金を廃止すること。(第 22 条関係)
2. その他所要の規定の整備を行うこと

五 罰則の強化等

- 1 廃棄物の無確認輸出に係る罪について、5 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。同時に、法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為をした場合における当該法人に対する罰金刑を 1 億円以下とすること。(第 25 条第 1 項及び第 32 条関係)
- 2 廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を新設すること。(第 25 条第 2 項及び第 27 条関係)
- 3 産業廃棄物管理票制度違反に係る罪について、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとする。 (第 29 条関係)
- 4 無許可営業、無許可事業範囲変更等に係る罪について、法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為をした場合における当該法人に対する罰金刑を 1 億円以下とすること。(第 32 条関係)

- 5 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 85 号)の一部改正

維持管理積立金制度の対象外となっている平成 10 年 6 月以前に埋立処分が開始された最終処分場について、法律の適用除外規定を解除し、当該制度の対象とすること。(附則第 3 条第 6 項及び第 5 条第 6 項関係)

第三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができることとする。 (第 8 条及び第 19 条関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。(附則第 1 条関係)
- 二 所要の経過措置を設けること。(附則第 2 条から第 6 条まで関係)
- 三 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新廃棄物処理法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新廃棄物処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第 7 条関係)
- 四 関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第 8 条から第 14 条まで関係)

優良化推進事業

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

処理業者の優良性評価制度スタート

廃棄物処理法の施行規則第九条の二ならびに関連条文の改正が平成17年4月1日付けで施行され、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」が正式にスタートしました。

この制度は当財団が総合事務局を務めている環境省の「産業廃棄物処理業の優良化推進事業」から生まれたもので、産廃処理業者が業の許可等の更新等に際して、①遵法性、②情報公開（事業の透明性）、③環境保全への取組という三つの基準にすべて適合していることを都道府県等に確認してもらい、許可証にその旨の記載を受けるという仕組みです。

その意義は以下のとおりであり、処理業界の優良化に向けた第一歩として、大きな役割を担っています。

- ① 一定のレベルを満たす処理業者を社会的に明らかにする。
- ② 排出事業者が委託先を選定する際の参考となる重要情報となる。
- ③ 優良化を目指す処理業者に具体的な取組目標を示す。
- ④ 判断基準が各都道府県等でまちまちとなり、混乱と過重負担を招くのを避ける。

この画期的な制度を詳しく説明した「評価制度の解説」が、評価基準検討ワーキング・グループ（WG）（主査：長沢伸也 早大教授）によって作成されていましたが、さる3月14日に開催された「優良化推進委員会」（委員長：北村喜宣 上智大学教授）の第4回会合において最終報告が行われ、公表されました。この解説は制度の基本的な考え方や仕組みとならんで、具体的な評価基準項目についての記入例や公開情報の活用方法などを詳しく説明したものです。当財団の「産廃情報ネット」に全文を掲載しておりますので是非ご覧ください。

また、この評価制度に基づいて情報公開を進める処理業者の皆さんを支援するための「情報開示パイロット事業」が、同じく推進委員会の下部組織である情報開示システムWG（主査：後藤敏彦 環境監査研究会代表幹事）により1月24日から3月31日まで実施されました。全国の処理業者348社（3月31日終了時点）がこのパイロット事業に参加し、4月1日からの正式公開の準備を行いました。終了時には、参加された処理業者の皆さんならびに開示情報を閲覧された排出事業者と都道府県等の関係行政の皆さんに対して、ウェブ・アンケートを実施し、パイロット事業の評価をお願いしました。

評価制度のスタートに伴い、産廃情報ネットで情報開示をする処理業者の方々を対象に、公開開始と内容更新の履歴を証明するサービスを始めました。当財団では今後ともこのような新しい機能の追加や操作性の改良などを行い、産廃情報ネットが処理業者、排出事業者ならびに関係行政の皆さんの活発な情報交流の場となるよう、努力を重ねてまいりたいと考えています。

なお、前述の優良化事業委員会では平成17年度の優良化推進事業の進め方について若干の意見交換が行われましたが、詳しくは次回の会合で審議することとなりました。

「評価制度の解説」のポイント

3月14日に産業廃棄物処理業優良化推進委員会評価基準検討ワーキング・グループが公表した「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説」(A4版、全53ページ)は、評価制度の基本的な考え方と仕組みを示すとともに、個々の評価基準項目について基準制定の狙い、具体的な記入要領、記入例、排出事業者による活用方法などを解説しています。

優良性審査を担当する都道府県の担当者の方々、審査を受けようとする処理業者の方々、そして公開された情報を処理業者の選定上の参考としようとする排出事業者の方々などに活用していただくことを願っています。

さらに、産業廃棄物処理業の一層の透明化を進めるため、処理業者が評価基準で要求されている以上に積極的に情報公開をしようとする場合の考え方や方法も示されています。

本解説の作成にあたっては、2度にわたる評価基準検討WGでの討議検討を経ながら、(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、および(社)日本環境衛生施設工業会の専門家ほかが、評価基準項目ごとに原案を執筆しました。

ここではいくつかの基本的なポイントとこれまで財団ニュースでお伝えしてきた中間的経過報告からの主要変更点などについて簡単に紹介します。解説原文は産廃情報ネットの「優良化情報提供コーナー」に掲載してありますので、実際の利用にあたっては、必ずそちらを参照してください。

評価制度の仕組み

許可更新時に審査

この評価制度は産業廃棄物処理業の許可制度を活用して、評価基準への適合が確認された業者については、都道府県知事等が、申請書類の一部を省略させることができるものとし、その旨を許可証に記載することにより、他の都道府県等での審査の際や、排出事業者等の第三者にその旨を提示

できるようにする仕組みです。

さらに、都道府県等においては、適合業者をリスト化してホームページで広く一般に公表するなど、情報の普及に努めることが望まれます。

また、当財団では、「産廃情報ネット」を拡充して、全国の適合業者のリストづくりと個々の情報公開内容等を一覧できるようにすることとしています。

評価基準項目 一 遵法性

5年間の事業実績

評価基準の大きな柱の一つは遵法性です。具体的には、直近の過去5年間継続して廃棄物処理業を的確に行っており、その間、廃棄物処理法またはその他の環境関係法令の規定による不利益処分を受けていない者に該当する必要があります。

不利益処分とは行政手続法第2条第4号に規定するものであり、例えば改善命令、措置命令、事業停止命令等が該当しますが、いわゆる行政指導は該当しません。

なお、評価制度はあくまでも基準への適合性を評価するもので、処理業者が今後とも不法行為や不適正処理をしないと都道府県等が保証するものではありません。基準適合業者に処理を委託したからといって、排出者としての責任や注意義務が免除されるものでないことに留意する必要があります。

評価基準項目 一 情報公開

5年間のインターネット公開 17年度内に公開開始なら特例措置

評価基準の次の大きな柱は情報公開です。申請に先立つ5年以上にわたって、以下の「①会社情報」から「⑦地域融和」まですべての項目をインターネット上で常時公開し、項目ごとに規定された頻度で更新していることが条件となります。

虚偽である場合を除き、公開情報の内容の妥当性(例えば、処理工程の技術的妥当性、経営状態の健全性等)まで判断するものではありません。

公開の方法としては自社独自のホームページあ

るいは団体、協会等が提供する共同開示用サイトのどちらでも構いません。ただし、会員制など閲覧者限定のサイトあるいはパンフレットや広報誌などインターネット以外の媒体での公開は基準適合と認められません。

公開期間は原則 5 年以上としていますが、情報公開を省令施行後 1 年以内、つまり平成 17 年度以内に開始した場合は経過措置が適用され、最短ケース 6 ヶ月の情報公開で制度の対象となることができます。

なお、審査の対象となる公開情報の範囲ですが、審査を申請する都道府県等の区域内の事業だけでなく、他の都道府県での事業も含まれます。

〔開示項目〕

① 会社情報

- ・氏名（または名称）、住所、代表者の氏名（法人の場合）
- ・役員の氏名、就任年月日（法人の場合）
- ・法人名称、設立年月日、資本金（または出資金）、事業の内容とその変更履歴（以上、法人の場合）
- ・事業の内容と変更履歴（個人の場合）を公開します。
- ・変更の都度更新します。

この「役員」の範囲については原文に厳密な定義がありますので、必ず参照してください。

② 許可の内容

- ・事業計画の概要
- ・許可証の記載事項
- ・変更の都度更新します。

事業計画の概要は、現在、許可申請時に添付することになっているものに相当する内容を公開します。また、許可証の記載事項については、原則として許可証の写しを掲載します。

③ 施設および処理の状況

事業の用に供する施設の概要

- ・【収集運搬業者】運搬車輛の形式、規模・能力（積載量）、積替保管施設ごとの面積、保管上限量等

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 第 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 ○○県○○市○○

氏 名 株式会社○○○
代表取締役 ○○○○

産業物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 4 項の許可を受けた者であることを証する。

○○県知事 ○ ○ ○ ○ 知事印

許可の年月日 平成 年 月 日

許可の有効年月日 平成 年 月 日

NO COPY

再複製禁止

- 事業の範囲
 - 事業の区分
最終処分（埋立）
 - 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第 2 条第 13 号に掲げるもの（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上 13 種類
- 事業の用に供するすべての施設

処理施設の種別	管理型最終処分場（政令第 7 条第 14 号ハ）
処理能力	埋立地面積 m ² 埋立容量 m ³
設置年月日	平成 年 月 日
許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	
設置場所	○○県○○市○○
- 許可の条件

- 許可の更新又は変更の状況
新規許可年月日 平成 年 月 日

- ・【処分業】施設の種類の、処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力・処理方式、構造及び設備の概要。保管を行う場合は、保管する産業廃棄物の種類、保管設備の所在地、面積、保管上限量等。
- ・変更の都度更新します。

事業場の処理工程図【処分業者のみ】

- ・廃棄物の受入から脱水、焼却、油水分離、破砕等の処理工程及び排ガス、排水等を処理して事業場外で排出するまでの全ての工程を記載します。
- ・変更の都度更新します。

最終処分までの処理行程【処分業者のみ】

- ・産業廃棄物の種類ごとに最終処分が終了するまでの処理の行程。委託した場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名または名称ならびに事業場の名称及びその所在地を含む。
- ・変更の都度更新します。

処理の実績

- ・【収集運搬業者】直前 1 年間の産業廃棄物の種類ごとに、各月の受入量及び運搬方法ごとの

運搬量

- ・【処分業者】直前 1 年間の産業廃棄物の種類ごとに、各月の受入量、処分方法ごとの処分量、中間処理後の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量
- ・ 6 ヶ月ごとに更新します。

この基準は廃棄物処理法でいう「帳簿記載事項」のうち、処理実績を判断するのに必要な事項の公開を求めるものです。

処理施設の維持管理に関する記録【該当する処分業者のみ】

- ・ 令 7 条の 2 に掲げる処理施設について第 8 条の 4 の規定による記録
- ・ ただし、燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続記録は除く。
- ・ 1 年分を 6 ヶ月ごとに更新します。

令 7 条の 2 施設（焼却、PCB 処理、最終処分場）については、例えば燃焼施設であればばいじんの除去記録や排ガス中の特定物質の濃度の測定記録など、施設の維持管理に関する所定の事項を記録し、生活環境保全上の利害関係者の求めにより閲覧させる義務があります。今回の基準はその一部の一般公開を求めるものです。

④ 財務諸表【法人のみ】

- ・ 過去 3 年の各事業年度における貸借対照表と損益計算書
- ・ 1 年ごとに更新します。

企業の経済活動が役員等個人の経済活動と切り離されて適切に会計処理されているなど企業としての基礎や、経営状況の健全性を判断する材料となります。ただし、例えば高額の設定投資を行った場合は、損益が一時的に悪化することもあるので、総合的な判断が必要です。

⑤ 料金の提示方法

- ・ 処理料金の提示方法を記載します。
- ・ 変更の都度更新します。

料金表、料金算定式、個別見積もりなど、料金の提示方法を公開します。ただし個別見積もりの場合は、見積もり料の有無など見積もり条件を併記する必要があります。

排出事業者としては処理料金の多寡にのみ注目するのではなく、合理的で透明な提示方法となっているかをよく吟味する必要があります。

⑥ 組織体制

社内組織

- ・ 業務を所掌する組織と人員配置を明確にした図
- ・ 変更の都度更新します。ただし人員配置の変更は 1 年に 1 回

環境保全技術に関する資格取得状況

- ・ 産業廃棄物処理及びその他環境保全技術に関する資格の種類ごとの取得者数
- ・ 変更の都度更新します。

産業廃棄物関係講習会の受講状況

- ・ 修了した産業廃棄物関係講習会の名称、実施者、修了日、修了番号
- ・ 変更の都度更新します。

⑦ 地域融和

- ・ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無、公開している場合の頻度
- ・ 変更の都度更新します。

公開していない場合でも、その旨記載してあれば基準適合であることに留意してください。

評価基準項目 一 環境保全への取組

適用猶予は 18 年 9 月末まで

評価基準の第三の柱は環境保全への取組です。基準としては「事業活動に係る環境配慮の体制及び手続きに係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること」となっています。

具体例を挙げれば、ISO14001 規格や環境省のエコアクション 21 ガイドラインおよびこれと相互認証された規格等が該当します。

複数の事業場等を有する場合、必ずしも全ての事業場等について認証を取得している必要はありません。

また、多くの企業が過重な負担なく取得できる環境マネジメントシステムの認証制度が十分普及しているとはいえない現状に鑑み、適用は平成 18 年 10 月 1 日からとなりました。この日以降に適合

性審査を受ける方（次の許可更新がこの日以降でない
と到来しない方）は適合が必要となりますので、
認証取得の準備などを前広に進めておくことが
大切です。

情報開示パイロット事業

以上のように、優良性評価制度の大きな部分を占めるのはインターネットでの情報公開です。適合性審査を受けようとする処理業者の方々、また公開された情報を読む立場となる都道府県の担当者の方々や排出事業者の方々などに、新制度に早く親しんでいただくため、1月24日から3月31日の期間、推進委員会の下部組織である情報開示システムWGにおいて情報開示パイロット事業が進められました。

この事業では、当財団が運営している産廃情報ネット内に「情報開示支援システム」試行版を構築し、処理業者の皆さんに評価基準に合わせた情報公開をこのシステム上で試行的に実施していただきました。



約 350 社が参加

ダイレクトメールや全国産業廃棄物連合会傘下の協会を通じてのご案内の結果、事業終了時点までに 348 社（データ未公開を含む）の処理業の皆さんが参加され、データ登録に取り組んでいただきました。また、都道府県等のご担当者と排出事業者の皆さんには、産廃情報ネットなどを通じてご

案内し、公開情報を閲覧していただきました。

そして3月末には、参加された処理業者や公開情報を閲覧した排出事業者の方々などから、情報開示支援システム試行版について、ウェブ・アンケートを実施し、その有効性や情報の表示方法についての感想やご意見を寄せていただきました。現在、その解析作業を行っており、システムの今後の改善や情報開示支援のあり方の検討に資することとしています。

更新履歴証明サービスを開始

評価制度が正式にスタートしたのに合わせ、当財団では産廃情報ネットで情報公開をする処理業者の皆さんを対象に、更新履歴証明サービスを開始しました。

これは処理業者の方が優良性基準適合の審査を受けようとする際、インターネット（産廃情報ネット）での情報公開をいつからどんな内容で行ってきたか、また途中の内容更新はいつどのように行ってきたかについて、都道府県等に対して提出できるよう、当財団が産廃情報ネットの記録（ログ）を基に証明書を発行するものです。

したがって、4月1日からは産廃情報ネットの開示支援システムに入力・一般公開されているデータは各社別に保存しており、公開内容の更新があった都度、以前のデータともども（上書きすることなく）システム内に自動的に保存してあります。

インターネットによる情報公開・更新の事実をどのように確認するかは、各都道府県の運用に任されていますが、当財団のような第三者による証明というニーズがあるのではないかという判断から、サーバーの増強を含めシステムの強化を行ってこのサービスを開始したものです。当面は試行期間ということで無料としています。

この他、優良品評価制度の円滑な推進のため、当財団では産廃情報ネットの改善強化に向けた様々な工夫と努力を重ねていきたいと考えていますので、皆様からの忌憚のないご意見・ご要望をお寄せいただきたいと存じます。

不法投棄未然防止対策検討委員会・その4 検討状況について(広域連携手法の検討)

平成 17 年 4 月 (財)産業廃棄物処理事業振興財団

1 検討の目的と背景

当財団では、産業廃棄物不法投棄原状回復基金を効率的に運用するために、自主研究事業として「不法投棄未然防止検討委員会(その1～その3)」、「硫酸ピッチ不法投棄等対策検討委員会」、「原状回復支援事業技術検討委員会」等を実施してきました。これらの活動により、不法投棄の未然防止策や効率的な支援事業の実施方法について整理してきましたが、依然、不法投棄の発生が続き、硫酸ピッチ事案など都道府県等からの支援要請も極めて多い状況にあります。

昨今の支障除去の支援事業についてみると、硫酸ピッチ事案や建設廃棄物等の大規模な不法投棄事案とともに、廃棄物が都道府県間を広域に移動して不適正な処理がなされている事案が多く、不法投棄防止のためには、行政の広域的な連携が不可欠となっています。

このような状況のなかで、不法投棄防止対策についての地方ブロック単位での都道府県等間や環境省の地区環境対策調査官事務所(以下「地方調査官事務所」という)との連携のあり方について整理することを目的に、「不法投棄未然防止検討委員会

(その4)」を設置し検討を行いました。

なお、検討にあたっては廃棄物の広域移動を伴った大規模不法投棄事案や硫酸ピッチ不法投棄事案が発生している東北ブロックを対象に行いました。

【検討委員】(○印：委員長)

○大塚 直

(早稲田大学法学部教授)

鈴木 道夫

(橋元綜合法律事務所弁護士)

寺町 久志

(建設九団体推薦 ㈱竹中工務店 安全環境部長)

土屋 康治

((財)日本産業廃棄物処理振興センター 主幹)

室石 泰弘

(東北地区環境対策調査官事務所 所長)

中野 秋弘

(青森県環境政策課廃棄物・不法投棄対策グループ総括主幹)

菅原 芳彦

(岩手県資源循環推進課廃棄物対策担当課長)

阿部 智

(宮城県廃棄物対策課 課長補佐)

高橋 訓之

(秋田県環境整備課適正処理

推進班 副主幹)

阿部 利春

(山形県環境整備課 監視指導専門員)

河津 賢澄

(福島県産業廃棄物対策グループ 参事)

佐野 藤治

(東京都産業廃棄物対策課不法投棄対策係 主任)

2 委員会の開催状況

○第1回委員会(平成17年1月12日)

- ・検討主旨について
- ・地方調査官事務所と都道府県等との連携方法について

○第2回委員会(平成17年2月14日)

- ・都道府県等への地方調査官事務所との連携方法等についてアンケート結果について
- ・地方ブロック単位での連携のあり方について
- ・東北ブロックでのケーススタディー事項について

○第3回委員会(平成17年3月24日)

- ・東北ブロックでのケーススタディー結果について
- ・東北ブロックでの具体的連携手法について

- ・連携手法の全国展開に向けた課題について

棄事案についての意見交換

- 2) 今後の担当者会議のあり方について

認識のなかで、やれるものからやって行こうという考え方で検討されたものです。

3 検討結果の概要

(1) 都道府県等への地方調査官事務所との連携方法等についてアンケート調査結果

全国の都道府県及び保健所設置市へ不法投棄防止対策についての広域連携状況や今後の広域連携のあり方についてアンケート調査を行い 85 の自治体から回答を得ました。表 1～表 3 にアンケート結果の概要を示します。

都道府県等が地方調査官事務所と不法投棄防止対策で連携しているところはわずかであり、今後、都道府県等と地方調査官事務所との間で希望する連携手法としては、連携の第一歩として行政担当者間の情報交換の場を設ける必要があるとの回答が多くなっています。また、取得したい他の自治体の情報としては、不法投棄事案の情報や行政処分情報を希望する自治体が多くなっています。

(2) 東北ブロックでの連携についてのケーススタディー

自治体へのアンケート結果や委員会のなかで意見が多かった地方ブロック単位での担当者会議（東北地方担当者会議・プレ開催会議）を、具体的連携のケーススタディーとして次のとおりに実施しました。

日 時：平成 17 年 3 月 24 日

参加者：東北各県担当者、環境省東北地区環境対策調査官事務所

議 題：1) 具体的広域的不法投

(3) 東北ブロックでの連携の方向性について

本委員会でも検討された東北ブロックでの連携方策案を表 4 に示します。連携方策案は主にブロック単位で実施することが効果的と考えられる方策をあげていますが、これまで地方調査官事務所と県等の間の連携がほとんど行われていなかった状況のなかで、担当者間で膝をつき合わせた情報交換が大事との共通

(4) 連携についての全国展開と将来構想

今回の東北ブロックでのケーススタディーの結果を踏まえて、東北ブロック以外でも、地方調査官事務所と都道府県等間で、地域の実情をふまえた連携強化が図られることが期待されています。

委員会で検討された地方調査官事務所と都道府県等の連携についての将来構想案を図 1 に示します。

表 1 自治体の不法投棄防止対策のための広域連携の状況について

連携の内容・目的	連携組織数
不法投棄対策のための連絡会・協議会等	17
うち地方調査官事務所との連携	2
パトロール・車両検問等	7
うち地方調査官事務所との連携	0
廃棄物担当者間の連絡調整等、その他	7
うち地方調査官事務所との連携	0
適正処理推進に向けた協議会等	2
うち地方調査官事務所との連携	0

表 2 都道府県間、地方調査官事務所との広域連携を行ううえで希望する組織・機能

項 目	選択割合
都道府県等の行政担当者間の情報交換	88%
判断基準の共有化	72%
現場対応ノウハウの蓄積	61%
共有した課題、認識による国への働きかけ	46%

表 3 広域連携によって取得したい他自治体の情報

取得したい他自治体の情報	選択率
事案情報	68%
行政処分情報	63%
事業の不許可の情報	49%
排出事業者の情報	47%
行政対応検証情報	46%
その他	5%

表4 東北ブロックでの連携方策（地方調査官事務所の実施事項）案

大項目 (類型)	地方調査官事務所の 実施事項		とりかかりの容易さ	費用対効果	対応 時期
		内容			
担当者会議 (ブロック 会議)	1	県等の不法投棄担当者 による地方ブロック会 議の開催	地理的にはブロック単位の参集 は容易。特に準備が必要な事項、 特別な機材等はない。	旅費及び施設利用費程度で 多くの知見を交換・共有でき る。	早期
	2	県等の現場担当者向け セミナーの開催	他のセミナー等との差別化を図 り、有意義な目的を設定する必要 はあるが、特別な機材等は不必要 であり、事務作業等のみで開催可 能。	旅費及び施設利用費程度で、 有意義な知見を広く迅速に 伝達でき、担当者間のネット ワークを形成できる。	早期
IT活用による情報の 共有化	1	県等の不法投棄等事例 のデータベース化	市販のアプリケーション等により 容易に構築可能。ただし、デー タベースの追加、修正等の維持管 理や即応性の良さ求めるとサー バーが必要となり、既存システム の活用が効果的となる。	機材購入費（パソコン、サー バ等。既存なら費用負担無）、 システム構築費等に対し、取 扱う情報は有用且つ膨大で、 効果は大。	早期
	2	県等の行政処分情報の データベース化	同上。	同上	早期
	3	県等に対応中の不法投 棄等事案についての情 報共有化	必要性は高いが、個人情報の保 護、守秘義務等も考慮した上での 情報構築が必要であり、法への対 応可能性を含めた整理・検証が必要。	認証システム等の設定や維持 管理に費用を要するが、情 報共有による不法投棄対策 の効果は大。	次の 段階
	4	県等の各種実態調査デ ータの集積化	必要なデータ収集・検索、活用法 などの検討が必要。また、自治体 にとって作業負担増とならない よう、現行業務への統合化の検討 等が必要。	データが集約されればブロ ック単位での取り組みの検 討等、様々な面で有効活用が 期待できる。	次の 段階
	5	県等の排出事業者・処 理業者の適正処理状況 等に関する情報の集積 化	不法投棄等事案との付き合い等 が可能となるが、自治体におけ る条例などによる情報収集のシ ステムの整備が前提となる。	システム構築等に費用を要 するが、効果は大きい	次の 段階
現場対応	1	監視カメラ等機器の県 等への貸与と備蓄	技術システムの高度化や、活用法 の容易化が進んでおり、費用が取 得できれば、導入は即対応可能。	高い利用頻度・回数を維持で きるよう、複数自治体間で共 同運用すれば、費用対効果を 高くできる。	早期
	2	広域事案での県等との 協同対応 (第1ステップ)	弁護士、会計士、技術士等からなる 専門家チーム（環境省事業）と 地方調査官事務所が連携する形 での現場対応は即座に可能。	環境省の専門家チーム派遣 事業（H17は15件の予定）の モデル活用が可能。	早期
	3	広域事案での県等との 協同対応 (第2ステップ)	地方調査官事務所の体制強化等 に伴い、自らの役割強化による対 応が考えられる。	地方調査官事務所の役割強 化に要する費用や必要となる 経験蓄積はまだ多い。	次の 段階

網掛けは早期実施策

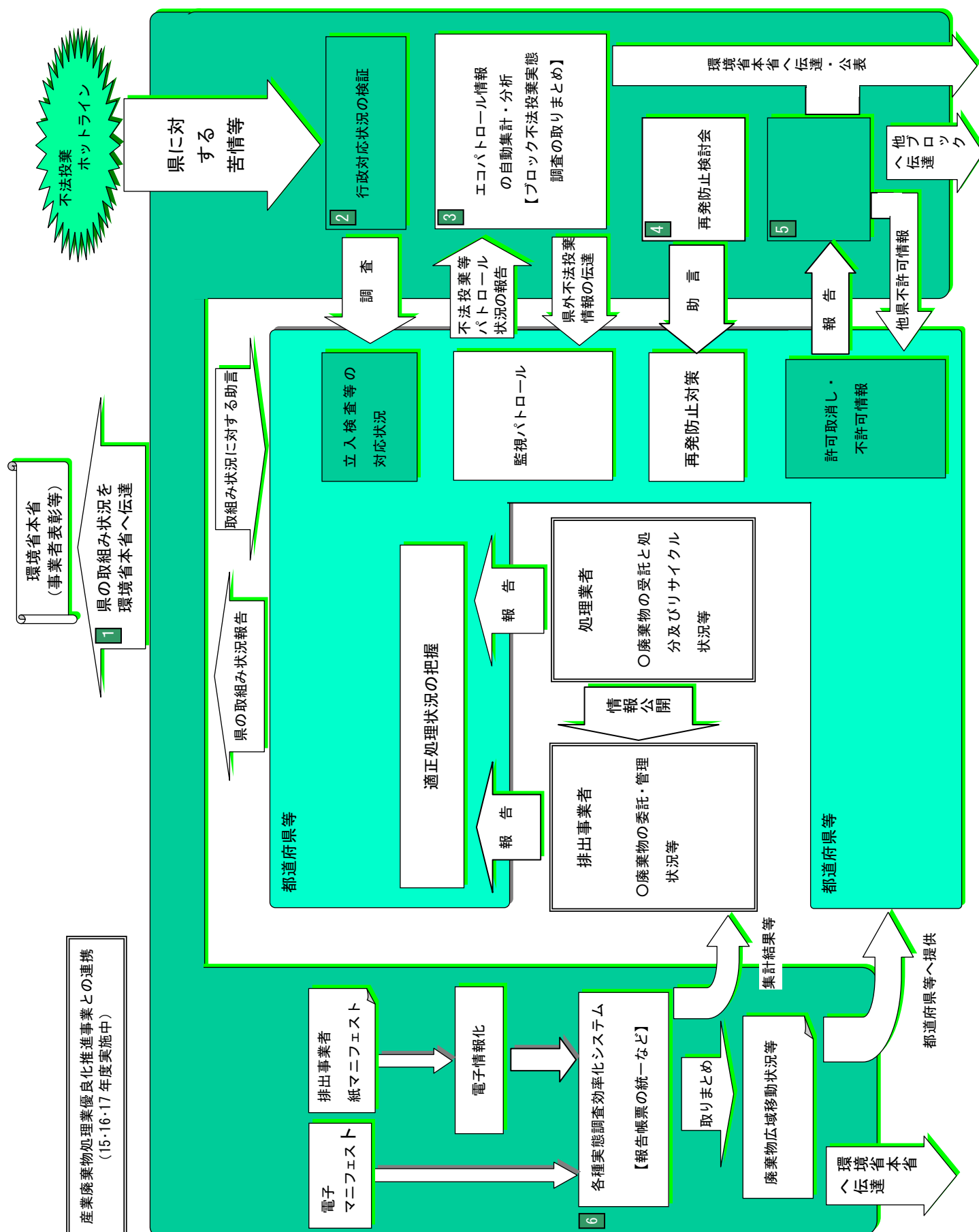


図1 地方調査官事務所の役割と都道府県等との連携（将来構想案）

News review

環境省は、昨年末に産業廃棄物の不法投棄の状況(平成 15 年度)、硫酸ピッチの不適正処分の状況(平成 16 年度上半期)について、それぞれ統計を公表した。今年に入り、1 月に産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等の状況(平成 14 年度実績)を公表した。ここでは、これらの統計の概要を紹介する。

産廃処理施設の減少続く 業の許可は増加傾向

環境省・産業廃棄物課

平成 15 年度 4 月 1 日現在の産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設が 18,765 ヲ所対前年度比 775 ヲ所減少している。最終処分場は 2,655 ヲ所対前年度比 56 ヲ所減少している。最終処分場の内訳を見ると①遮断型が 33 ヲ所対前年比 8 ヲ所の減少、②安定型が 1,650 ヲ所対前年度比 1 ヲ所の減少、③管理型が 972 ヲ所対前年度比 47 ヲ所減少している。(別表)

産業廃棄物処理業の許可状況は延べ許可件数は 216,939 件対前年度比 23,625 件増加、この内訳は①産業廃棄物処理業が 196,448 件対前年度比 21,930 件増加、②特別管理産業廃棄物処理業 972 件対前年度比 47 件減少している。

平成 14 年度実績の行政処分と立入検査、報告徴収を見ると、①報告徴収が 40,571 件対前年度比 4,457 件減少、②立入検査が 109,476 件対前年度比 19,620 件減少、③行政処分では、1)産廃処理業の許可取消し 403 件対前年度比 62 件増加、2)特管産廃処理業の許可取消し 65 件対前年度比 30 件増加、3)産廃処理施設の許可取消し 164 件対前年度比 73 件増加、4)改善命令 159 件対前年度比 20 件減少、5)措置命令 120 件対前年度比 5 件増加となっている。なお、産業廃棄物広域再生利用指定業者等の平成 15 年度の回収量の実績をまとめているが、それによると、①産業廃棄物広域再生利用指定業者の回収量は 509,280t 対前年度比 7,811t 増加、②産業廃棄物再生利用認定業者回収量は 201,807t+963m³対前年度比 200,685t 増加、33,481m³減少した。

産業廃棄物の処理施設数

区 分	件 数 (平成 15 年 4 月 1 日現在)	平成 14 年度		
		新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	18,765 (19,540)	1,266	195	1,823
汚 泥 の 脱 水 施 設	6,550 (6,708)	212	35	249
汚 泥 の 乾 燥 施 設 (機 械)	230 (232)	15	4	17
汚 泥 の 乾 燥 施 設 (天 日)	84 (82)	2	3	0
汚 泥 の 焼 却 施 設	615 (717)	32	14	136
廃 油 の 油 水 分 離 施 設	256 (271)	4	3	9
廃 油 の 焼 却 施 設	603 (646)	44	9	86
廃酸・廃アルカリの中和施設	191 (193)	3	2	4
廃プラスチック類の破碎施設	837 (703)	154	17	24
廃プラスチック類の焼却施設	1,082 (1,572)	68	9	525
木くず又はがれき類の破碎施設	6,482 (5,970)	657	78	99
コンクリート固形化施設	47 (46)	1	1	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8 (7)	1	0	0
シアン化合物の分解施設	209 (235)	2	3	9
P C B 廃棄物の焼却施設	0 (0)	0	0	0
P C B 廃棄物の分解施設	13 (10)	4	2	1
P C B 廃棄物の洗浄施設	5 (3)	2	0	0
そ の 他 の 焼 却 施 設	1,553 (2,145)	65	15	664
最終処分場	2,665 (2,711)	41	17	53
遮 断 型 処 分 場	33 (41)	0	0	1
安 定 型 処 分 場	1,650 (1651)	24	12	32
管 理 型 処 分 場	972 (1,019)	17	5	20
合計	21,420 (22,251)	1,307	212	1,876

注)1. 「木くず又はがれき類の破碎施設」は、平成 13 年 2 月から許可対象施設に加わっている。
2. ()内は前年度の調査結果

一産廃不法投棄の状況・平成 15 年度一

岐阜事案が 76%を占める 統計二段構えで解説

環境省は、昨年 12 月 28 日付で、産業廃棄物の不法投棄状況(平成 15 年度)について公表した。その概要を紹介する。

1) 不法投棄の件数・投棄量

①法投棄件数は平成 15 年度は 894 件で前年度に引き続き減少、②不法投棄量は 74.5 万 t で平成 5 年度の調査開始以来最大となった。このうち 76.1%の 56.7 万 t は平成 16 年 3 月に摘発された岐阜市事案で、これを除くと 17.8 万 t となる。

2) 不法投棄の規模

①件数では投棄量 5,000t 以上の大規模事案は 4 件で全体の 1%、②投棄量では 5,000t 以上

の大規模事案は 62.3 万 t で、全体量の 84%を占めるが、岐阜市事案を除くと 5.6 万 t で全体量の 31%。

3) 不法投棄の実行者

①件数では排出事業者が全体の 41%、投棄者不明が 39%、②投棄量では、許可処理業者が全体の 80%、排出業者が 10%、無許可業者が 7%である。岐阜市事案(許可業者)を除くと、排出業者 41%、無許可業者 28%、許可業者 14%である。

4) 不法投棄廃棄物の種類

①件数では建設廃棄物 50%、木くず 22%、廃プラ類 9%の順で、②投棄量では建設廃棄物が 92%。なお、岐阜市事案(全量建設廃棄物)を除くと、建設廃棄物は 66%である。

5) 支障除去等の状況

①平成 15 年度中に支障除去に着手した件数は、894 件中 538 件(60%)、投棄量は 74.5 万 t 中 12.8 万 t(17%)である。

News review

環境省は、硫酸ピッチの不適正処分の状況を昨年 12 月 28 日に公表した。この内容は平成 11 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに確認された硫酸ピッチの不法投棄と不適正保管の状況を調査したものである。

全体としての件数は、12 年度以前 12 件、同 13 年度 35 件、同 14 年度 38 件、同 15 年度 77 件と増加、平成 16 年度上半期分は 41 件となっている。不適正処分量は、平成 12 年度以前 3,441 本(ドラム缶換算本数)が、同 13 年度 5,629 本、同 14 年度 15,677 本、同 15 年度 25,917 本と急増したが、平成 16 年上半期では 7,973 本となっている。

不適正処分の内容を分析すると、件数では不法投棄が 50%、不適正保管が 47%、量では、不法投棄が 26%、不適正保管が 66%である。

不適正処分の実行者を件数で見ると、排出業者が 31%、排出業者、収集運搬業者、無許可業者など複数が関与したもの 19%、実行者不明が 14%であ

る。

これらの事案に対する対策は、件数では撤去済みと一部撤去された件数 76%で、量では撤去済みが 67%となっている。誰が撤去したかを見ると、件数では地方公共団体等のみが 40%、排出業者が 26%、倉庫等管理者(土地所有者含)が 12%である。量では地方公共団体 39%、排出業者 22%、倉庫管理者 21%となっている。

これまでの代執行による撤去量は、平成 12 年度以前 7 件 1,540 本、13 年度 11 件 2,706 本、14 年度 7 件 2,029 本、15 年度 17 件 8,023 本、16 年度上半期 5 件 631 本であった。

対策の効果が顕在化

一硫酸ピッチの不適正処分状況一
代執行 15 年度がピークか

エコパトロール

総合的な情報管理システムに向けた機能改修について

1. 機能改修の概要

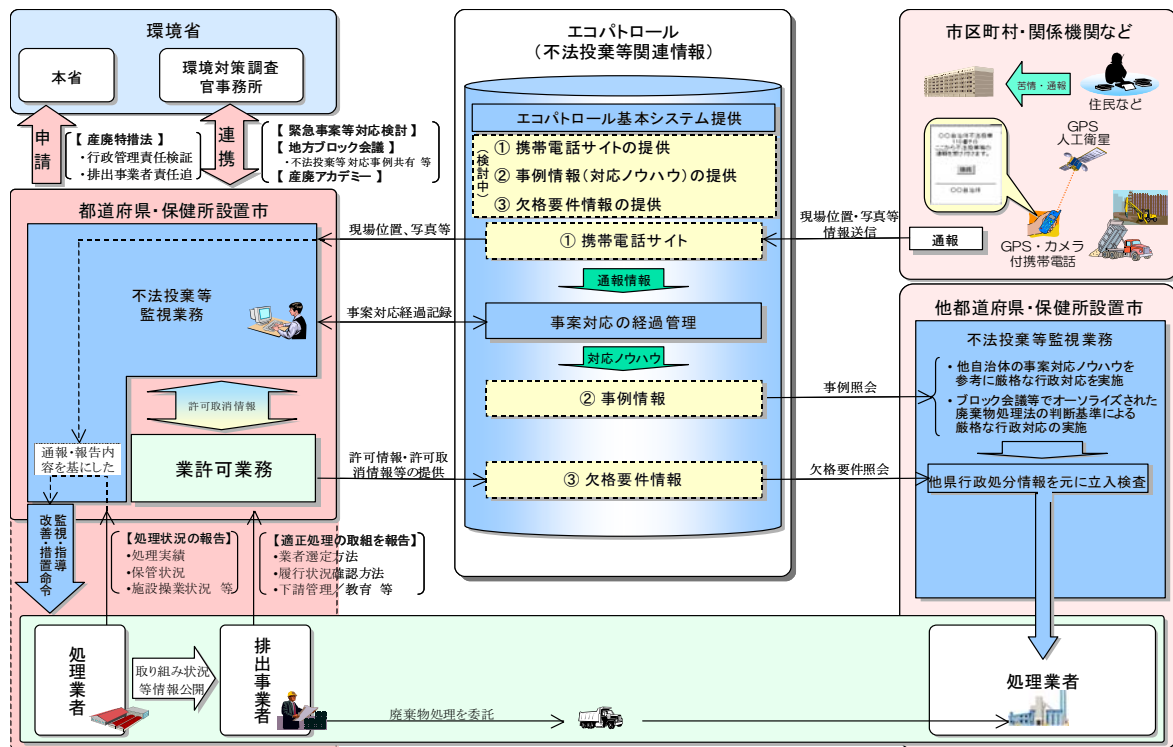
- 当財団では、自治体が限られた要員で効率的に監視パトロールを実施するための監視ツールとしてエコパトロールの提供を行っており、多くの自治体で活用されております。
- 監視ツールであるエコパトロールは、全国限なく実施され

ると不法投棄防止に一層効果的となることから、より多くの自治体で活用されることが重要であると考えております。

- このため自治体の利便性向上、運用コストの低減を目的に、当財団では、近年高機能化が進んでいる携帯電話の追加、情報センターへのアクセス回

線のインターネット対応など総合的な検討を進めております。

- 検討中の総合的な情報管理システムの全体イメージを図ー1に示します。更にシステムの構築に必要なサブシステムを表ー1に整理しました。



図ー1 総合的な情報管理システムの全体イメージ案

表ー1 エコパトロールで検討中の新機能

早期発見・早期対応のための機能提供		提供内容
検討中の機能	① エコパトロールの提供	監視パトロール業務全般（情報の収集、蓄積、共有、照会）に必用な機能を提供します。
	② 携帯電話サイトの提供	自治体が管内市区町村、住民等から不法投棄等の情報を収集するための携帯電話サイトを提供。①の機能により通報から解決までの経過管理機能を提供します。
	③ 事例情報（対応ノウハウ）の提供	他自治体の事案対応ノウハウ、地方ブロック会議等でオーソライズされた廃棄物処理法の判断基準などを参考に事例データベースを作成、提供します。
	④ 欠格要件情報の提供	行政処分情報（改善命令、措置命令、許可取消等）、不許可情報などを提供します。

表－2 PDAと携帯電話の費用比較(例)

項 目	PDA（携帯情報端末）		GPS・デジタルカメラ付携帯電話	
エコパトロールでの位置付け	経過報告の送信。路上検問、事案データベースを照会する際に使用（DB照会が可能な端末としての利用）		経過報告の送信、通報情報の送信など主に送信用の端末として活用	
初期導入費	4,150 千円	【内訳】 PC一式※1：53万×5台＝ <u>265万</u> PDA一式：15万×10台＝ <u>150万</u> ※1…電子地図17万円等を含む	2,000 千円 (差額：2150 千円)	【内訳】 PC一式※1：36万×5台＝ <u>180万</u> 携帯一式：2万×10台＝ <u>20万</u> ※1…電子地図17万円が不要
運営費 (ランニングコスト)	4,380 千円	【内訳】 通信費：(携帯2万円＋INS1万円) ×12ヶ月×5ヶ所＝ <u>180万</u> 利用料：48万＋42万×5ヶ所＝ <u>258万</u>	3,300 千円 (差額：1080 千円)	【内訳】 通信費：(携帯1.2万円＋INS0円) ×12ヶ月×5ヶ所＝ <u>72万</u> 利用料：48万＋42万×5ヶ所＝ <u>258万</u>

2. 携帯電話サイトの提供

- 携帯電話サイトでは、管内の市区町村職員、関係機関などからの通報手段としてデジタル写真、正確な位置情報等の伝達が容易にできるよう携帯電話（デジタルカメラ、GPS内蔵）の追加および情報センターへのアクセス回線のインターネット対応を検討しております。
- また、デジタルカメラ付携帯電話を持っている住民からの通報も可能であることから、

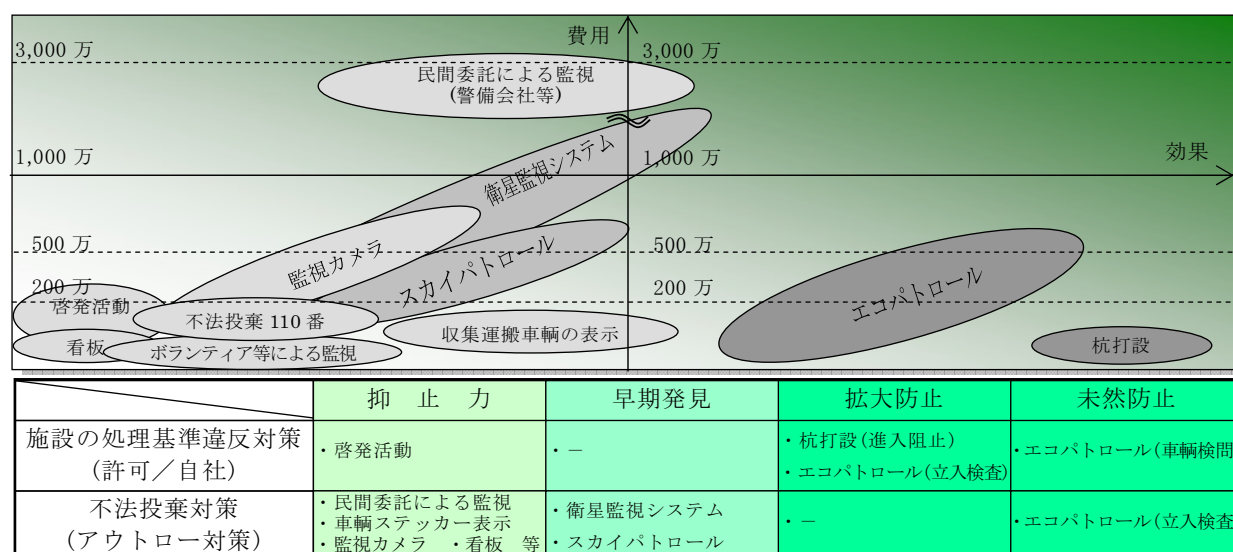
自治体管内における不法投棄等防止ネットワークが一層強化され、小口化・巧妙化している不法投棄の抑止力としての効果が期待されます。

3. PDAと携帯電話の費用比較

- エコパトロールで携帯電話の利用が可能となることにより、導入自治体では、初期導入費および運営費の低廉化が見込まれます（表－2）。

《参考》 導入状況等

- エコパトロールは費用対効果の面等でも優れており、既存の不法投棄等対策を見直して導入する自治体も多く、平成16年度末時点で22自治体（導入8自治体、試行導入14自治体）で運用されております。
- 今後、さらに全国の都道府県等において、エコパトロールの普及が進み、不法投棄等対策がより一層強化され、適正処理の推進が図られることを期待しています。



図－2 不法投棄等対策における費用対効果

産廃特措法における住民対応

秋田県能代産業廃棄物処理センター事案の場合

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

産廃特措法における「生活環境保全上の支障の除去」は、廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に応じて最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとされていますが、自治体が「全量撤去」以外の方法により「支障の除去」の対策を講じようとする事案においては、地域住民が求める「全量撤去」とギャップを生じ、住民の理解を得ることが容易ではない場合が想定されます。しかし、このギャップは自治体と地域住民の間で埋める他に方法はなく、「現実的に目の前にある問題をどう解決していくか？」について、住民側と建設的に話し合える関係を築くことが産廃特措法の適用を受けするためには必要不可欠なことといえます。

右は不適正処理された廃棄物について、全量撤去ではなく現場内処理による計画で住民同意を得た秋田県能代事案の対応フローです。

○住民対応のポイント

秋田県では、①「環境保全対策部会」中間報告での「遮水壁の延長や場内汚水汲み上げ処理の継続」の提言や、②場内汚水の汲み上げ処理による水質の改

善実績を踏まえ、また、③最終処分場の浸出液対策としての国の「行政処分の指針」に則った「遮蔽工事や水処理施設の維持

行政対応フロー



管理対策の推進」という観点から、産廃特措法の「生活環境保全上の支障の除去」の対策として「現場内処理」を基本とする「実施計画（案）」（右図概要参照）を策定し、フロー9の「環境対策協議会」において地元住民から了承を得ています。

能代事案においても、他の自治体と同様に地元住民から「全量撤去」の強い意見がありましたが、事業者倒産以降の県による汚水処理等の維持管理が一定の評価を得ていたことや、「現場内処理」の考え方について、十分に時間をかけて協議を進めた結果、住民合意に至ったとされており、秋田県の担当者は地元住民の同意を得るためのポイントについて次のように述べています。

「地元住民の同意を得るにあたり、特別な手法がある訳ではなく、協議会や説明会等において、住民の疑問や要望に対し、十分に時間をかけ、住民が納得するまで真摯に説明をすることが基本であり、全てであると考える。」

この観点から先の行政対応フ

ローをみると、秋田県と地元住民の関係は、2)の訴訟が住民から提起されて以降、法廷の場で被告と原告に分かれて対峙するという状態が長くつづいていたが、4)の「浅内環境再生懇談会」での意見交換や「訴訟」和解協議の過程を通じて徐々に県と住民との対話環境が形成されていったとのことで、その結果、訴訟の和解により「環境対策協議会」が設置され、住民と

の信頼関係を大事にしながら協議を重ねた結果、実施計画（案）に対する住民同意に結実したとされています。

産廃特措法事業は多大な廃棄物を対象とする事業であり、事業実施段階においても様々な問題が発生します。地域住民との対話環境の醸成がこれらの問題を解決し、円滑な事業推進のためにも不可欠であることに違いはありません。

【能代産業廃棄物処理センターに係る実施計画の概要】

(1) 特定支障除去等事業の概要

○ 汚水処理等の維持管理対策（約 10.3 億円）

- ① 現在実施している揚水井戸による汚染地下水の汲み上げ処理
- ② 蒲の沢等での滲出水の回収等の継続実施
- ③ 水処理施設の改良
- ④ 処理水の河川等への放流の検討

○ 汚染拡散防止対策（約 9 億円）

- ① 処分場東側及び大館沢側への遮水壁の設置（延長約 770m）
- ② 揚水井戸の増設（4カ所）

○ 場内雨水対策（約 5 億円）

- ① 処分場の上面部・法面部へのキャッピング等の実施（約 6ha）
- ② 雨水調整池の整備
- ③ 雨水のモニタリング（常時監視）の実施
- ④ 場内雨水の放流

○ 環境モニタリング事業（約 1.4 億円）

- ① 周辺環境の水質・底質調査等の継続実施

○ 処分場調査（関連事業：約 0.2 億円）

- ① 初期に設置された処分場について、第1段階調査として非破壊調査（高密度電気探査、地中レーダー探査、浅層反射法地震探査、土壌ガス調査）を実施
- ② 上記の調査結果をもとに、処分場に埋めてはならない液状物等の存在が疑われる場合は、直ちに第2段階調査として「ボーリング調査」、「重機試掘調査」を実施する。

(2) 事業実施予定期間

平成 16 年度から平成 24 年度までの 9 年間とする。

(3) 総事業費

約 25 億 9 千万円（関連事業の 0.2 億円を含む）



写真1 環境対策協議会



写真2 住民現地説明会

原状回復支援事業、行為者への求償状況

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

当財団は、平成10年6月17日以降に発生した不法投棄を都道府県・保健所設置市(以下「都道府県等」という。)が不法投棄等の行為者に代わって行う代執行による支障除去に対しての支援事業を行っている。この支援事業の中心的部分は、産業界からの出えん金3分の2と国からの補助金3分の1の割合で拠出された基金から、都道府県等が行う代執行に要する事業費のうちの4分の3以内の金額を資金協力している。

都道府県等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第19条の8第1項に基づき、代執行により産業廃棄物に起因する支障の除去を

行った場合、廃掃法第19条の8第2項の規定に基づき代執行に要した費用を不法投棄者等から徴収することとなっている。平成15年度末では、当財団へ報告されたもので、13件(11事案)で75,321,030円を回収している。回収報告の年度別では、平成13年度が1件、平成14年度が5件、平成15年度が7件となっている。平成16年度は、既に9件(事案)の回収が報告されており、その他数カ所から返還の連絡があり、前年を上回っている。

都道府県等での求償状況は、不法投棄事案に関与した法人が事実上の倒産状態の場合や行為者等が起訴されて服役中の場合などのある中で、苦慮しながら

回収を行っている。また、担当者が、毎月、行為者等13人に対して督促を繰り返し、2年4ヵ月の期間に数万円をのべ80回にわたり徴収するなど、地道な求償により代執行経費の全額回収を行っている。

また、当財団としては、環境省から「産業廃棄物不法投棄等支援事業」を受託し、都道府県等が行う代執行等を行うに当たっての問題点を解決するため、弁護士や公認会計士等の専門家を派遣して、財産調査手法やその財産の保全手法などの助言事業を行っている。

このような活動を通して、都道府県等での求償を側面的に支援している。

制度発足から平成15年度末までの基金制度(3/4)による支援と求償の実績を下表に示す。

※回収額は、財団への報告済みのもの

事業年度	支援先	種類及び件数		撤去量	総事業費	支援額	県等回収額	返納額	備考
				(t)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
11年度	兵庫県、大阪府、和歌山県	硫酸ピッチ等	3件	40	13,157	9,867	720	540	2件
12年度	京都府、滋賀県、長野県、静岡県	がれき等 廃プラ等 硫酸ピッチ等	1件 2件 1件	29,512	649,577	487,182	830	622	2件
13年度	石川県、山梨県、静岡県、大阪府	硫酸ピッチ等 廃プラ等	3件 1件	18,764	406,986	305,239	8,145	6,109	3件
14年度	三重県、高知県、長野県、青森県、 豊田市、茨城県、千葉県、宇都宮市	硫酸ピッチ等 混合廃棄物	7件 1件	2,019	253,449	175,716	57,626	28,853	5件
15年度	豊田市、青森県、静岡県、兵庫県、 愛媛県、京都府、福岡県、埼玉県、 松山市、千葉県、和歌山県、	硫酸ピッチ等 混合廃棄物 廃油	15件 1件 1件	6,764	938,418	682,434	8,000	6,000	1件
合 計				57,099	2,261,587	1,660,438	75,321	36,124	13件

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

廃棄物処理センター調査の 実施状況と施設整備の最近の潮流

センター調査のこれまでの実施状況と傾向

廃棄物処理センターは、平成3年の廃棄物処理法改正で公共関与による施設整備制度として創設された。

平成3年以降の関連法改正と調査を実施した自治体名を下表に示すが、時代の流れとともにセンター調査（廃棄物処理センター整備基本計画調査）の特徴は変化してきている。制度創設当初から平成12年頃迄の特徴としては、特に平成5～7年をピークに調査件数が多く、廃棄物の市場調査（排出・処理・移動状況）に基づき設備計画に関して調査が行われている。そこでは、

事業としての評価（事業収支等）よりも技術システムや設備計画に重きが置かれている。その後平成12年の法改正でセンター指定の要件緩和が行われ事業主体の種類に民主導が加わったため、長期の事業採算性を重視する内容になり、また循環型社会形成に向けた位置づけもなされるようになってきた。

次に、施設の稼動状況との関係を見ると、平成15年度までに42自治体にわたり調査を実施してきているが、このうち既に稼動しているものは、4件（大分県、三重県、島根県、兵庫県）にと

どまり住民理解を得ることが容易ではない実情を反映している。また、さらに最近の重要な特徴として、調査実施時にはセンター制度を適用して整備する前提であったものが、その後の社会環境の変化等によりセンターではなく公共の財政負担のない自立型の民営事業に変更される事例（東京都・大阪府）が見られてきている。都道府県における廃棄物処理センター等の公共関与は、地方の財政負担を抑制して取り組まれる傾向にある。

表1 廃棄物処理センターの関連法改正と実施センター調査の変遷

年度	関連法改正	調査実施自治体名
平成3年度	廃掃法改正（センター制度創設）	茨城県、山口県、高知県、大分県
平成4年度		青森県、石川県、鹿児島県
平成5年度		群馬県、山梨県、滋賀県、香川県、長崎県
平成6年度		山形県、福島県、埼玉県、兵庫県、宮崎県
平成7年度		岐阜県、三重県、奈良県、鳥取県、沖縄県
平成8年度		和歌山県、岡山県、徳島県、福岡県
平成9年度		栃木県、島根県、熊本県
平成10年度		静岡県、京都府、広島県
平成11年度		東京都、大阪府
平成12年度	廃掃法改正（センター要件緩和）	宮城県、大阪府、兵庫県
平成13年度	循環型社会基本法施行 モデル的整備国庫補助創設	山梨県 倉敷 PFI 入札
平成14年度		静岡県、愛媛県 彩の国 PFI 入札
平成15年度		岩手県（第2）、福岡県

※ 網掛けした岡山県倉敷市、彩の国（埼玉県）の事例は、センターではなく、PFIによる公共関与のため追記

¹ 現在稼動しているセンター施設8施設のうち、センター調査を実施したものは4施設。愛媛県は施設稼動後に調査を実施。

表 2 公共関与の事業主体の種類と特徴等

事業主体		事業主体の性質・特徴
①	民間事業者	
②	P F I 選定事業者	
③	P F I 選定事業者	
④	株式会社 (公共の 1/3 以上の出資)	
⑤	財団法人	
⑥	公共直営	

表 3 公共関与の形態の整理例

公共関与の形態		例
① 経営参加		事業主体への出資
② 経済的手法 (ハード的支援)	用地確保支援	公共用地の無償提供・賃貸・売却等
	補助等の助成	施設整備費に対する補助、低利融資、債務保証等
③ 規制・指導・誘導策 (ソフト的支援)	地元説明	立地について理解を得るための住民説明
	申請手続き等	アセスメント支援、都市計画審議会申請業務等
	その他	安全で安心できる施設に廃棄物が集まる環境作り、 リサイクル品流通支援、残渣処分先確保の協力、情報提供等

公共関与の形態等の多様化

以上の特徴は、制度創設から十余りを経て、各都道府県等においてセンター制度で整備すべきかどうか、公共が何に関与すべきかなど公共関与の取り組み方について検討されてきたことが背景にある。

公共関与の事業主体は、民間事業者が行う民営事業から、公共が直営で行う公共事業まである。このうち、廃棄物処理セン

ターとPFI選定事業者が国庫補助（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）の対象となる（表2 網掛け部分②～⑤）。

また公共関与の形態も、事業主体経営への参加、経済的手法（ハード的支援）、規制・指導・誘導策（ソフト的支援）まで様々ある。事業主体が民間事業者の場合は資本的な公共の関わりはないが、最近では、規制や指導・

誘導の面で公共が支援することも公共関与の有効な形態の一つと認識されてきており、特に用地確保や地元説明など立地の確保に関する公共関与は施設整備促進のために必須とさえいえる。廃棄物処理需要の旺盛な東京・大阪などの大都市圏では財政支援のない立地確保支援の公共関与のみに留めて計画推進されている。

既存の生産設備の活用 ～ 施設整備の新しい潮流 ～

公共関与の取り組み方もより一層効率や早期の効果が求められ、特に廃棄物処理に転活用可能な既存の生産設備のある都道府県では、その活用が可能で合理的であれば地域振興の観点から取り組むことが社会の要請となってきた。例えば、産業廃棄物処理で現在既に重要な役割を担っているセメント工場には、現在セメント生産しているキルンのほか、かつての高度成長を支えた廃止・遊休キルンが存在する。一方、昨今最終処分場の新規確保が極めて困難となっており、埋立処分量の大きな比率を占める焼却灰を有効利用することが、処分場の延命化に大きく影響を与えと考えられ

ている（表4参照）。

当財団では平成16年度に、セメントの遊休キルンを活用し、最終処分量の多い焼却灰や下水汚泥などを受入れ、焼却灰等を焼成した焼成物（セメント製造の1,400℃よりやや低い1,100℃程度で焼成）を土木資材として有効利用する際の事業性評価を行った（詳細は改めて別の機会に紹介する予定）。

例えば全国にある遊休キルン9基（能力合計約800万トン/年）を活用すれば、産業廃棄物最終処分量の約28%、一般廃棄物焼却灰の全量に相当する量を受入れることができ、処分場確保問題を大幅に緩和することができると考えられる。

但し、この実現のためには今後詰めなければならない課題もある。以下に主な3つを示す。

- ・焼却灰や飛灰に含まれる塩分の洗浄・管理方法の確立
- ・廃止／遊休キルンの改修・運転方法の確立（実証運転）
- ・焼成物の性状品質評価並びに取扱に関する国民的コンセンサスの形成

今後、国や関連団体等と協議しながらこれらの課題に対して対応し、一日も早い実現に向けて引き続き取り組む所存である。また、センター調査は今後一層活用され施設稼働につながるよう平成16年度に計画策定手法について改めて検討しており、また別の機会に紹介したい。

表4 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量

	一般廃棄物	産業廃棄物
最終処分量	年間約 1,000 万トン 内、約 700 万トンが焼却灰	年間約 2800 万トン（H12） 年間約 1400 万トン（H22 目標）
出典	平成 15 年循環型社会白書	循環型社会形成推進基本計画

「誰でもわかる!!日本の産業廃棄物(仮称)」 発刊予定

産業廃棄物の排出事業者である企業の方々から次代を担う子供たちまで幅広い方々を対象にして、産業廃棄物についての発生・処理・処分の実態や、国・産業界の取り組みについて、わかりやすくまとめた小冊子「誰でもわかる!!日本の産業廃棄物」(仮称)を発刊します。企業内の研修や講演用等の資料として活用して頂ければ幸いです。

内 容

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①産業廃棄物とは | ⑤公共関与による施設整備について |
| ②産業廃棄物の排出・処理の状況 | ⑥PCB 廃棄物について |
| ③産業廃棄物対策の内容 | ⑦循環型社会に向けた取り組み |
| ④不法投棄された産業廃棄物への対応 | |

A 4 版 カラー 40 頁／予定価格 500 円

5 月発刊予定

編集／(財)産業廃棄物処理事業振興財団 監修／環境省

第一期

「産業廃棄物処理業経営塾」 卒塾式

卒塾にあたって

昨年10月19日に開塾致しました第一期「産業廃棄物処理業経営塾」では、産業廃棄物処理事業に関する各分野での最前線で活躍する講師陣による充実した講義や研修合宿、施設見学会等類例の無いカリキュラムを3月5日にすべて終了し、その後各塾生と塾長・副塾長による卒塾面談、そして3月25日グランドハイアット東京にて卒塾式をおこないました。卒塾式では、ご講義いただいた講師を含め多数の来賓をお迎えし、環境省適正処理・不法投棄対策室橋詰室長、(社)全国産業廃棄物連合会石井副会長よりご挨拶いただきました。また、太田塾長より35名の卒塾生一人一人に修了証書が手渡されました。卒塾生からは、幅広い分野の講義・研修合宿でのグループ討論会等の評価が非常に高く、充実したものとなりましたのも、お忙しい中ご講義いただきました講師の方々によるものと深く感謝しております。

卒塾生には、本塾で習得した基礎知識、専門知識に自らの経験を上乘せして、事業の向上・拡大、ひいてはわが国の産業廃棄物処理事業のレベルアップまで発展させていただけるようになっていただくことを期待致します。

また、現在第二期「産業廃棄物処理業経営塾」を企画しております。第二期経営塾では第一期経営塾の運営経験を基に、幅広い知識の習得、グループ討議を中心により充実したカリキュラムを検討・準備していく予定としております。第二期生募集につきましては、パンフレット・ホームページ等にてご案内させていただきますので、廃棄物処理業を営まれている特に経営責任者の方には奮ってご応募いただけますようお願い致します。



環境省の適正処理・不法投棄対策室 橋詰室長(左)と
(社)全国産業廃棄物連合会の石井副会長(右)に来賓挨拶をいただく

卒塾生名簿

穂積 篤史	都築鋼産(株)	伊藤 憲男	(株)都市環境エンジニアリング
木川 仁	三友プラントサービス(株)	亀井 寿之	亀井産業(株)
藏本 悟	(株)西日本アチューマツクリーン	矢部 要	丸順商事(有)
妹尾 寿人	(株)オガワエコノス	竹園 憲治	環境開発(株)
吉川 賢	三共クリン(株)	木下 昌秀	(株)木下カンセー
飯田 寛弘	(株)市川環境エンジニアリング	國中 賢一	(株)國中環境開発
浦田 恵美子	マルサ(株)	谷崎 晃	(株)武生環境保全
山本 泰雄	新井総合施設(株)	安池 慎一郎	(株)東亜オイル興業所
興石 浩	(株)タケエイ	磨山 弘太郎	オリックス環境(株)
平栗 秀信	(株)アース・グリーン・マネジメント	堀口 司	呉羽環境(株)
木下 賀隆	直富商事(株)	高橋 潤	高俊興業(株)
森 雅裕	(株)ハチオウ	奥田 貴光	(株)ヤマゼン
生川 好彦	エス・エヌ・ケー・テクノ(株)	棚山 文一	中間法人irdi
大前 清彦	(株)丸三ハイキ	堀辺 忍	日立セメント(株)
上田 和幸	(株)アクトリー	小林 源吾	(株)信州ウェイスト
水野 昌和	(株)ミズノ	倉持 周志	同和クリーンテックス(株)
宮村 尚希	(株)コートク	岩崎 栄二	鈴与商事(株)
山上 昌孝	大平興産(株)		



35名の第一期卒塾生の皆さん

太田塾長(左)から
ひとりひとりに修了証書が手渡された

財団の動き

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

平成17年度事業計画、収支予算承認される 第54回理事会開催

財団3月18日、財団会議室において第54回理事会が開催され、平成17年度事業計画及び収支予算並びに人事異動に伴う役員等の選任等を審議、承認された。

主な内容は、次のとおり。

I 事業計画

1. 債務保証事業

特定施設整備法に基づく特定施設の整備事業の申し出については、積極的な対応をはかるとともに、民間処分業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化、高度化等に関わる債務保証に対しては、事業収支計画・返済財源の妥当性、投資規模の妥当性など十分な検討を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する。

既往債務保証先に対するフォロー調査については、必要に応じて外部専門家に加わってもらい調査内容の充実を図るなど適正な債権管理を図る。

2. 助成事業

産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は処理技術研究開発による起業化を行う産業廃棄物処理業者等に対して技術開発又は起業化に要する経費を助成する。

3. 振興事業

(1) 産業廃棄物処理業優良化推進事業

処理業者の優良性に係わる評価基準制度に基づき優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう普及に努めるとともに、評価基準のための情報公開に関して、産廃情報ネットの機能を拡大充実し、優良認定を目指す処理業者を支援する。

また、産業廃棄物処理業の新たなビジネスモデルや将来ビジョンの検討調査を全国産業

廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センター及び日本経済団体連合会等と連携しながら行う。

(2) PCB等有害廃棄物対策事業

ア. 環境省等PCB関連調査

(ア) PCB廃棄物の処理技術の評価及び基準化

申請されたPCB廃棄物の新処理技術について、評価を行い、評価書の作成、基準化等を行う。

(イ) 低濃度PCB混入機器処理方法等調査

低濃度PCBが混入した変圧器等に関する処理方法及び処理基準等の調査及び処理の基本的方向等を検討する。

イ. 日本環境安全事業(株)PCB処理施設建設及び運転支援業務

(ア) PCB検討委員会支援業務

日本環境安全事業(株)が行うPCB廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。

(イ) PCB処理施設設計管理支援業務

(ウ) PCB処理施設技術監査支援業務

(エ) PCB廃棄物処理データベースの構築業務

等支援業務を行う。

(3) 廃棄物処理センター関連調査

ア. 廃棄物処理センター整備基本調査

平成16年度に引き続き、個別都道府県の庁内コンセンサス形成、計画推進体制整備に資する基本調査を実施する。

イ. 公共関与等調査

産業廃棄物処理施設、資源循環施設整備にあたり民間事業者がこれまでに取り組んだ施設事業化事例から、ノウハウを抽出す

るとともに地方公共団体等の担うべき機能・体制について官民共同で調査研究を行う。

(4) 人材開発業務

産業廃棄物処理業の経営者並びに上級管理者層を対象に、「産業廃棄物処理業経営塾」を開催する。

また、経営塾卒業者を想定し、産廃経営研究会を企画・実施し、処理業経営者の人材開発に取り組む。

4. 産業廃棄物適正処理推進事業

(1) 法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日以後に不法投棄された産業廃棄物について、原状回復措置を講じる都道府県等に対し、適正処理推進基金から支援する。

(2) 産業廃棄物特定支障除去等支援対策事業に対する協力

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、適正処理推進基金により協力する。

(3) 不法投棄対策

不法投棄対策に係わる事項について検討し、その成果を都道府県等へ配布する。

また産業廃棄物に関する実態や行政施策等に関する小冊子を作成、頒布する。

(4) エコパトロールの普及・促進を図る。

(5) 環境省からの受託業務等

次の受託業務について調査等実施する。

ア. 産業廃棄物不法投棄実態調査

イ. 環境破壊行為早期対応システムの運用等
ウ. 不法投棄事案対応調査支援事業

エ. 地方調査官事務所によるセミナー等事業

5. 情報システム業務

処理業者による情報公開の公開サイトとして、円滑な遂行のために必要な改善や機能の強化を図るほか、リサイクルネットの普及や個人情報保護法の施行など適切な情報管理に対する社会的な要請の高まりを受け、情報管理体制の整備に努める。

II 収支予算

以上の事業計画を実施するため、総額 9,761,307 千円が計上された。

III 役員等の選任

人事異動等に伴う役員等が交替された。

・理事

辞任者 沖原 隆宗

後任者 畔柳 信雄（全国銀行協会副会長）

・評議員

辞任者 小池 正臣

後任者 平井 健一（東京都環境局長）

辞任者 濱田 隆一

後任者 伊藤 範久（電気事業連合会専務理事）

・企画・運営委員

辞任者 弓削 裕

後任者 平野 信行（東京三菱銀行執行役員総合企画室長）

なお、評議員会は、3月16日に開催され、事業計画等審議、承認されている。

編集後記

急ぎ足の桜も終わり、初夏の気配が感じられるさわやかな季節となりました。「産廃振興財団ニュース」(vol. 13, No. 38) 平成17年4月号をお届けいたします。

前号にひきつづき、巻頭インタビューを掲載。環境省廃棄物・リサイクル対策部長 南川秀樹氏に、3年連続の法改正と不法投棄撲滅に対する覚悟等についてお聞きしました。

優良品評価制度は、この4月1日より正式にスタートいたしました。産廃情報ネットで、制度の基本的な考え方や仕組み、更には公開情報の活用などについてご覧頂けますので、是非ご参照下さい。皆さんの活発な交流の場となるべく努力いたしております。

不法投棄未然防止対策検討委員会からの報告、秋田県能代市で産廃特

措法が適用された事案について、住民対応がどのようになされたかの事例報告を掲載しました。参考にしてください。

本誌の内容について読者の皆様の忌憚のないご意見を頂き編集に生かしたいと考えています。また、別紙アンケートにご協力頂けたら幸いです。

産廃振興財団NEWS

2005.4 Vol.13 No.38

発行日 平成17年4月25日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

